

① 出願商標「REEBOK ROYAL FLAG」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成27(行ケ)10158・平成28年1月20日(4部)判決<認容／審決取消>

② 出願商標「 図形 ROYAL FLAG」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成27(行ケ)10159・平成28年1月20日(4部)判決<認容／審決取消>

➡特許ニュース No. 14192

### 【キーワード】

結合商標，商標の類似（商標法4条1項11号），商標の類否判断法（判例），部分抽出の類否判断，取引の実情の考慮，商品出所の混同

### 【事案の概要①】

#### 1 特許庁における手続の経緯

(1) 原告（リーボック インターナショナル リミテッド）は，平成25年7月4日，「REEBOK ROYAL FLAG」の欧文字を標準文字で表して成る商標（以下「本願商標①」という。）について，指定商品を第25類「履物，運動用特殊靴，帽子・その他の被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，仮装用衣服，運動用特殊衣服」として，商標登録出願をした（商願2013-51910号。甲25）。

(2) 原告は，上記商標登録出願に対して，平成26年9月10日付けで拒絶査定を受けたので，同年12月15日，拒絶査定に対する不服の審判を請求した（甲28，29）。

(3) 特許庁は，原告の請求を不服2014-25615号事件として審理し，平成27年3月30日，「本件審判の請求は，成り立たない。」とする別紙審決書（写し）記載の審決（以下「本件審決」という。）をし，同年4月14日，その謄本は原告に送達された。

(4) 原告は，平成27年8月10日，本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起したのである。

#### 2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は，別紙審決書（写し）のとおりである。要するに，本願商標①は，別紙引用商標目録記載の商標（以下「引用商標」という。）と類似する商標であり，かつ，本願商標①の指定商品と引用商標の指定商品とは，同一又は類似するものであるから，商標法4条1項11号に該当し，商標登録を受けることができない，というものである。

#### 3 取消事由

本願商標①の商標法4条1項11号該当性の判断の誤り（本願商標①と引用商標の類否判断の誤り）

## 【事案の概要②】

### 1 特許庁における手続の経緯

(1) 原告（同上）は、平成25年7月4日、別紙本願商標目録記載の商標（以下「本願商標②」という。）について、指定商品を第25類「履物，運動用特殊靴，帽子・その他の被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，仮装用衣服，運動用特殊衣服」として、商標登録出願をした（商願2013-51911号。甲29）。

(2) 原告は、上記商標登録出願に対して、平成26年9月10日付けで拒絶査定を受けたので、同年12月15日、拒絶査定に対する不服の審判を請求した（甲32，33）。

(3) 特許庁は、原告の請求を不服2014-25616号事件として審理し、平成27年3月30日、「本件審判の請求は、成り立たない。」とする別紙審決書（写し）記載の審決（以下「本件審決」という。）をし、同年4月14日、その謄本は原告に送達された。

(4) 原告は、平成27年8月10日、本件審決の取消しを求めて本件訴訟を提起したのである。

### 2 本件審決の理由の要旨

本件審決の理由は、別紙審決書（写し）のとおりである。要するに、本願商標②は、別紙引用商標目録記載の商標（以下「引用商標」という。）と類似する商標であり、かつ、本願商標②の指定商品と引用商標の指定商品とは、同一又は類似するものであるから、商標法4条1項11号に該当し、商標登録を受けることができない、というものである。

### 3 取消事由

本願商標②の商標法4条1項11号該当性の判断の誤り（本願商標②と引用商標の類否判断の誤り）

## 【判断 ①】

### 1 類否の判断について

商標の類否は、対比される商標が同一又は類似の商品又は役務に使用された場合に、その商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかも、その商品又は役務に係る取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁，最高裁平成6年（オ）第1102号同9年3月11日第三小法廷判決・民集51巻3号1055頁参照）。

また、複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分

的に結合していると認められる場合においては、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して類否を判断することは、原則として許されないが、他方で、商標の構成部分の一部が取引者又は需要者に対し、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じない場合などには、商標の構成部分の一部だけを取り出して、他人の商標と比較し、その類否を判断することが許されるものと解される（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁，最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁，最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照）。

## 2 本願商標について

(1) 本願商標の外観は、「REEBOK」，「ROYAL」，「FLAG」の各文字部分の間に1字分のスペースを空けて、「REEBOK ROYAL FLAG」と標準文字にて横一行で表して成る。

本願商標は、その構成の全体から、「リーボックロイヤルフラッグ」との称呼を生じる。

また、本願商標の構成中の「REEBOK」の文字部分は、運動用の被服や履物等の製造販売を主たる業務とするスポーツブランドである原告の商号の略称又はその展開するブランドの名称、あるいは、その業務に係る商品の出所を表示する商標として、本件審決時において、我が国の取引者、需要者の間に広く認識されていたと認められる（甲16～20，49。なお、この点について、当事者間に争いがない。）。

そうすると、本願商標の構成中の「REEBOK」の文字部分は、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるから、上記文字部分から、「リーボック」という称呼も生じるというべきである。

ところで、「ROYAL FLAG」という文字部分は、一連の語が既成語として辞書に掲載されているものではないが、「ROYAL」が「王の、王室の」を意味する英単語であり（甲1，46等），「FLAG」が「旗」を意味する英単語であって（甲2，31等），我が国における英語の普及率に照らせば、取引者、需要者に対し、「王の旗」といった意味を想起させることができる。そして、上記のとおり、「REEBOK」の文字部分が、原告の商号の略称又はその展開するブランドの名称、あるいは、その業務に係る商品の出所を表示する商標として、本件審決時において、我が国の取引者、需要者の間に広く認識されていることに照らすと、本願商標全体から、「リーボックの展開する「ROYAL FLAG」（王の旗）という商品シリーズ」といった観念が生じ、あるいは、本願商標の構成中の「REEBOK」の文字部分から、「リーボック」の観念が生じるものということができる。

## (2) 本願商標の構成中の「ROYAL FLAG」の文字部分を抽出することの可否

- ア 被告は、「王の旗」の意味を認識させる「ROYAL FLAG」の語は、一種の造語であって、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであるから、本願商標は、「REEBOK」の語と「ROYAL FLAG」の語とを組み合わせるものとして看取され、これらを分離して観察することが取引上不自然であるというべき事情はない旨主張する。
- イ しかしながら、本願商標は、その外観上、「REEBOK」、「ROYAL」及び「FLAG」の各英単語を組み合わせる結合商標であると認められるが、本願商標は、「REEBOK ROYAL FLAG」の文字を標準文字で横書きして成るものであり、各文字の大きさ及び書体は同一であって、単語と単語の間（「REEBOK」と「ROYAL」との間、「ROYAL」と「FLAG」との間）に1文字分のスペースを空けているほかは、等間隔に、その全体が1行でまとまりよく表されているものであるから、その外観上、「ROYAL FLAG」の文字部分だけが独立して見る者の注意をひくように構成されているということとはできない。
- ウ また、「ROYAL FLAG」という一連の語は、既成語として辞書に掲載されているものではないが、①「ROYAL」及び「FLAG」は、我が国における英語の普及率に照らせば、いずれも一般的な英単語であって、格別のものではないこと、②「ロイヤル (royal)」が国語辞典に掲載されているだけでなく（甲46）、これを付した複合語（例えば、「ロイヤル・ウェディング (royal wedding)」、「ロイヤル・スマイル (royal smile)」、「ロイヤル・ファミリー (Royal Family)」、「ロイヤルブルー (royal blue)」、「ロイヤル・ボックス (royal box)」、「ロイヤル・ミルク・ティー (royal milk tea)」など）も、カタカナ・外来語辞典等に数多く掲載されていること（甲47, 48）、③「フラッグ (flag)」が国語辞典に掲載されているだけでなく（甲31, 37）、これと他の語との複合語（例えば、「チェッカー フラッグ (checker flag)」、「チャンピオン フラッグ (champion flag)」、「ナショナル フラッグ (national flag)」、「ナショナル フラッグ キャリアー (national flag carrier)」、「フラッグ・ショップ (flag shop)」など）も、外来語辞典等に複数掲載されていること（甲33～36, 40）、④「ROYAL」又は「FLAG」の英単語を含む商標登録も数多く存在すること（甲52～55）等に照らせば、一般的な英単語をつないだものにすぎないというべきである。そして、「ROYAL FLAG」の文字部分は、それ自体が自他商品を識別する機能が全くないというわけではないものの、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「REEBOK」の文字部分との対比に

においては、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるということとはできず、本件全証拠によるも、このようにいえるだけの事情を認めるに足りない。

エ したがって、本願商標の構成のうち「ROYAL FLAG」の文字部分だけを抽出して、引用商標と比較して類否を判断することは相当ではない。

(3) そうすると、本願商標については、全体として一体的に観察し、又は商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「REEBOK」の文字部分を抽出して、引用商標との類否を判断するのが相当である。

### 3 引用商標について

引用商標の外観は、「ROYAL」及び「FLAG」の各文字部分の間に僅かなスペースを空け、「ROYAL FLAG」と横一行に表して成る。そして、各文字部分は、各語頭の「R」と「F」の欧文字が他の文字よりもやや縦長に大きく（他の文字よりも3分の1程度上方向に突出するように高く）表されているが、他の文字は同じ大きさであり、全体として同じ書体で表されている。また、引用商標からは、「ロイヤルフラッグ」の称呼を生じ、「王の旗」の観念を生じる。

### 4 本願商標と引用商標との類否について

(1) 本願商標と引用商標とを対比すると、本願商標と引用商標とは、「ROYAL FLAG」の構成を有する点で共通するものの、本願商標はその冒頭部に「REEBOK」の構成を有するのに対して引用商標はこの構成を有しないから、両商標は、外観を異にする。

また、本願商標からは、「リーボックロイヤルフラッグ」又は「リーボック」との称呼が生じ、「リーボックの展開する「ROYAL FLAG」（王の旗）という商品シリーズ」又は「リーボック」といった観念が生じるのに対し、引用商標からは、「ロイヤルフラッグ」の称呼及び「王の旗」の観念が生じることが認められるから、本願商標と引用商標とは、称呼及び観念を異にする。

### (2) 取引の実情について

証拠（甲5，18）によれば、①原告が製造販売する運動用の被服や履物等の商品には、一般に、原告の展開するブランドの商品であることを示す「REEBOK」に係る商標が付されていること、②オンラインショップのインターネットページには、商品カテゴリーとして、原告の展開する「EASYTONE（イージートーン）」、「PUMP（ポンプ）」、「FREESTYLE（フリースタイル）」、「SKYSCAPE（スカイスケープ）」等の名称の商品シリーズが示されているが、これらの商品シリーズに属する個々の商品についても、ほぼ全てについて、「REEBOK（リーボック）」に係る商標が付されていることが認められる。

なお、本件において、本願商標の指定商品の分野において、ハウスマーク（その商品を製造販売する主体の名称（略称）又はその展開するブランド名）

を何ら用いず、サブブランド（商品シリーズの名称）のみを用いて、一般に商品取引が行われていることを認めるに足りる証拠は存在しない。

(3) そうすると、本願商標と引用商標とが、その外観、称呼及び観念において相違することに加え、前記(2)の取引の実情をも考慮すれば、本願商標と引用商標とが、同一又は類似する商品に使用されたとしても、取引者、需要者において、その商品の出所について誤認混同を生ずるおそれがあると認めることはできない。

したがって、本願商標は、引用商標に類似しないというべきであるから、本願商標が商標法4条1項11号に該当するとした本件審決の判断には誤りがあり、原告の取消事由に係る主張は、理由がある。

## 5 被告の主張について

被告は、本願商標に接する需要者等は、本願商標をその指定商品に使用した場合、「REEBOK」の文字部分をハウスマークと捉え、「ROYAL FLAG」の文字部分をサブブランドと認識するのが自然であるところ、本願商標の構成文字全体から生じる「リーボックロイヤルフラッグ」との称呼は商標としては冗長なものであるから、本願商標は、「REEBOK」の文字部分を省略して、「ROYALFLAG」の文字部分から生じる称呼によって取引に資される場合も少なくないとして、本願商標からは、「ロイヤルフラッグ」の称呼及び「王の旗」の観念が生じ、引用商標と類似する旨主張する。

しかし、本願商標に接する取引者、需要者が、本願商標をその指定商品に使用した場合、「REEBOK」の文字部分をハウスマークと捉え、「ROYAL FLAG」の文字部分をサブブランドと認識したとしても、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「REEBOK」の文字部分との対比においては、「ROYAL FLAG」の文字部分は、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるということとはできないことは、前記2(2)のとおりであり、同文字部分がサブブランドと認識され得るからといって、直ちに本願商標の構成のうち「ROYAL FLAG」の文字部分だけを抽出して、引用商標との類否を判断すべきであるということにはならない。

本件においては、前記4(2)のとおり、本願商標の指定商品の分野において、ハウスマークを何ら用いず、サブブランドのみを用いて、一般に商品取引が行われていることを認めるに足りる証拠は存在しない。かえって、原告が製造販売する運動用の被服や履物等の商品には、一般に、原告の展開するブランドの商品であることを示す「REEBOK」に係る商標が付されているとの事実及びオンラインショップのインターネットページでは、原告の展開する商品シリーズ（サブブランド）に属する個々の商品についても、ほぼ全てについて、「REEBOK（リーボック）」に係る商標が付されているとの事実が認められることに照らせば、本願商標は、「REEBOK」の文字部分を省略して、「ROYAL FLAG」の文字部分から生じる称呼によって取引に資さ

れる場合も少なくないなどと、直ちにいうことはできないというべきである。

さらに、本願商標の構成全体から生じる「リーボックロイヤルフラッグ」との称呼は、一連のものとして称呼することに格別の困難はないから、「リーボック」の称呼を省略するのが自然であるなどと、直ちにいうこともできない。

そして、本願商標と引用商標とを対比すれば、両者が類似しないことは、前記4で説示したとおりである。

したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

## 6 結論

よって、原告の本訴請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

### 【判 断 ②】

#### 1 類否の判断について

商標の類否は、対比される商標が同一又は類似の商品又は役務に使用された場合に、その商品又は役務の出所につき誤認混同を生ずるおそれがあるか否かによって決すべきであるが、それには、使用された商標がその外観、観念、称呼等によって取引者に与える印象、記憶、連想等を総合して全体的に考察すべく、しかも、その商品又は役務に係る取引の実情を明らかにし得る限り、その具体的な取引状況に基づいて判断するのが相当である（最高裁昭和39年（行ツ）第110号同43年2月27日第三小法廷判決・民集22巻2号399頁、最高裁平成6年（オ）第1102号同9年3月11日第三小法廷判決・民集51巻3号1055頁参照）。

また、複数の構成部分を組み合わせた結合商標については、商標の各構成部分がそれを分離して観察することが取引上不自然であると思われるほど不可分的に結合していると認められる場合においては、その構成部分の一部を抽出し、この部分だけを他人の商標と比較して類否を判断することは、原則として許されないが、他方で、商標の構成部分の一部が取引者又は需要者に対し、商品又は役務の出所識別標識として強く支配的な印象を与える場合や、それ以外の部分から出所識別標識としての称呼、観念が生じない場合などには、商標の構成部分の一部だけを取り出して、他人の商標と比較し、その類否を判断することが許されるものと解される（最高裁昭和37年（オ）第953号同38年12月5日第一小法廷判決・民集17巻12号1621頁、最高裁平成3年（行ツ）第103号同5年9月10日第二小法廷判決・民集47巻7号5009頁、最高裁平成19年（行ヒ）第223号同20年9月8日第二小法廷判決・裁判集民事228号561頁参照）。

#### 2 本願商標について

(1) 本願商標の外観は、別紙本願商標目録のとおりであり、右側に鋭角の頂点を有する黒地の三角形の左端に縦に白線を表し、当該三角形全体を左から右に波打つように旗状に表した図形を中央に大きく配し、その上段に、「R e e

b o k」の文字を図案化された特徴のある書体で表し、図形の下段に「ROYAL」及び「FLAG」の各文字を1文字程度の間隔を空けて、上段の文字部分よりも小さく、かつ細いゴシック体で表して成る。

本願商標は、その構成の全体から、「リーボックロイヤルフラッグ」との称呼を生じる。

また、本願商標の構成中の「Reebok」の文字部分は、運動用の被服や履物等の製造販売を主たる業務とするスポーツブランドである原告の商号の略称又はその展開するブランドの名称、あるいは、その業務に係る商品の出所を表示する商標として、本件審決時において、我が国の取引者、需要者の間に広く認識されていたと認められる（甲20～24、53。なお、この点について、当事者間に争いがない。）。

そうすると、本願商標の構成中の「Reebok」の文字部分は、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるから、上記文字部分から、「リーボック」という称呼も生じるというべきである。

ところで、「ROYAL FLAG」という文字部分は、一連の語が既成語として辞書に掲載されているものではないが、「ROYAL」が「王の、王室の」を意味する英単語であり（甲1、50等）、「FLAG」が「旗」を意味する英単語であって（甲2、35等）、我が国における英語の普及率に照らせば、取引者、需要者に対し、「王の旗」といった意味を想起させるということが出来る。そして、上記のとおり、「Reebok」の文字部分が、原告の商号の略称又はその展開するブランドの名称、あるいは、その業務に係る商品の出所を表示する商標として、本件審決時において、我が国の取引者、需要者の間に広く認識されていることに照らすと、本願商標全体から、「リーボックの展開する「ROYAL FLAG」（王の旗）という商品シリーズ」といった観念が生じ、あるいは、本願商標の構成中の「Reebok」の文字部分から、「リーボック」の観念が生じるものということが出来る。

## (2) 本願商標の構成中の「ROYAL FLAG」の文字部分を抽出することの可否

ア 被告は、「王の旗」の意味を認識させる「ROYAL FLAG」の語は、一種の造語であって、自他商品の識別標識としての機能を果たし得るものであり、本願商標は、「Reebok」の文字部分、図形部分及び「ROYAL FLAG」の文字部分は、視覚上分離して看取され得るものであって、それぞれの構成部分に観念上の結びつきはなく、これらを分離して観察することが取引上不自然であるというべき事情はない旨主張する。

イ しかしながら、本願商標は、その外観上、「Reebok」の文字部分、図形部分及び「ROYAL FLAG」の文字部分を組み合わせて成る結合商標であると認められるが、前記(1)のとおり、右側に鋭角の頂点を有する黒地の三角形の左端に縦に白線を表し、当該三角形全体を左から右に波打つように旗状に表した図形を中央に大きく配し、その上段に、「Reebok」



の文字を図案化された特徴のある書体で表し、図形の下段に「ROYAL」及び「FLAG」の各文字を1文字程度の間隔を空けて、上段の文字部分よりも小さく、かつ細いゴシック体で表して成るものであり、全体としてまとまりよく表されている。これに加え、中央に配された図形の大きさ及びその形状並びにその上段に配された「Reebok」の文字の大きさ及びその図案化された特徴のある書体に比べ、図形部分の下段に配された「ROYAL FLAG」の文字部分は、小さく、すなわち「ROYAL FLAG」の冒頭の「R」と「Reebok」の冒頭の「R」の文字の大きさを比べると、前者は後者の10分の1程度の大きさしかなく、かつ細い文字で表され、しかも、ゴシック体という一般的な書体であるから、その外観上、「ROYAL FLAG」の文字部分だけが独立して見る者の注意をひくように構成されているということとはできない。

ウ また、「ROYAL FLAG」という一連の語は、既成語として辞書に掲載されているものではないが、①「ROYAL」及び「FLAG」は、我が国における英語の普及率に照らせば、いずれも一般的な英単語であって、格別のものではないこと、②「ロイヤル (royal)」が国語辞典に掲載されているだけでなく(甲50)、これを付した複合語(例えば、「ロイヤル・ウェディング (royal wedding)」、「ロイヤル・スマイル (royal smile)」、「ロイヤル・ファミリー (Royal Family)」、「ロイヤルブルー (royal blue)」、「ロイヤル・ボックス (royal box)」、「ロイヤル・ミルク・ティー (royal milk tea)」など)も、カタカナ・外来語辞典等に数多く掲載されていること(甲51, 52)、③「フラッグ (flag)」が国語辞典に掲載されているだけでなく(甲35, 41)、これと他の語との複合語(例えば、「チェッカー フラッグ (checker flag)」、「チャンピオン フラッグ (champion flag)」、「ナショナル フラッグ (national flag)」、「ナショナル フラッグ キャリアー (national flag carrier)」、「フラッグ・ショップ (flag shop)」など)も、外来語辞典等に複数掲載されていること(甲37~40, 44)、④「ROYAL」又は「FLAG」の英単語を含む商標登録も数多く存在すること(甲56~59)等に照らせば、一般的な英単語をつないだものにすぎないというべきである。そして、「ROYAL FLAG」の文字部分は、それ自体が自他商品を識別する機能が全くないというわけではないものの、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「Reebok」の文字部分との対比においては、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるということとはできず、本件全証拠によるも、このようにいえるだけの事情を認めるに足りない。

エ したがって、本願商標の構成のうち「ROYAL FLAG」の文字部分

だけを抽出して、引用商標と比較して類否を判断することは相当ではない。  
(3) そうすると、本願商標については、全体として一体的に観察し、又は商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「R e e b o k」の文字部分を抽出して、引用商標との類否を判断するのが相当である。

### 3 引用商標について

引用商標の外観は、「ROYAL」及び「FLAG」の各文字部分の間に僅かなスペースを空け、「ROYAL FLAG」と横一行に表して成る。そして、各文字部分は、各語頭の「R」と「F」の欧文字が他の文字よりもやや縦長に大きく（他の文字よりも3分の1程度上方向に突出するように高く）表されているが、他の文字は同じ大きさであり、全体として同じ書体で表されている。また、引用商標からは、「ロイヤルフラッグ」の称呼を生じ、「王の旗」の観念を生じる。

### 4 本願商標と引用商標との類否について

(1) 本願商標と引用商標とを対比すると、本願商標と引用商標とは、「ROYAL FLAG」の構成を有する点で共通するものの、本願商標は中央に旗状の図形部分及びその上段に「R e e b o k」の文字部分の各構成を有するのに対し、引用商標はこれらの構成を有しないから、両商標は、外観を異にする。

また、本願商標からは、「リーボックロイヤルフラッグ」又は「リーボック」との称呼が生じ、「リーボックの展開する「ROYAL FLAG」（王の旗）という商品シリーズ」又は「リーボック」といった観念が生じるのに対し、引用商標からは、「ロイヤルフラッグ」の称呼及び「王の旗」の観念が生じることが認められるから、本願商標と引用商標とは、称呼及び観念を異にする。

### (2) 取引の実情について

証拠（甲5、22）によれば、①原告が製造販売する運動用の被服や履物等の商品には、一般に、原告の展開するブランドの商品であることを示す「R e e b o k」に係る商標が付されていること、②オンラインショップのインターネットページには、商品カテゴリーとして、原告の展開する「EASYTON E（イージートーン）」、「PUMP（ポンプ）」、「FREESTYLE（フリースタイル）」、「SKYSCAPE（スカイスケープ）」等の名称の商品シリーズが示されているが、これらの商品シリーズに属する個々の商品についても、ほぼ全てについて、「R e e b o k（リーボック）」に係る商標が付されていることが認められる。

なお、本件において、本願商標の指定商品の分野において、ハウスマーク（その商品を製造販売する主体の名称（略称）又はその展開するブランド名）を何ら用いず、サブブランド（商品シリーズの名称）のみを用いて、一般に商品取引が行われていることを認めるに足りる証拠は存在しない。

(3) そうすると、本願商標と引用商標とが、その外観、称呼及び観念におい

て相違することに加え、前記(2)の取引の実情をも考慮すれば、本願商標と引用商標とが、同一又は類似する商品に使用されたとしても、取引者、需要者において、その商品の出所について誤認混同を生ずるおそれがあると認めることはできない。

したがって、本願商標は、引用商標に類似しないというべきであるから、本願商標が商標法4条1項11号に該当するとした本件審決の判断には誤りがあり、原告の取消事由に係る主張は、理由がある。

## 5 被告の主張について

被告は、本願商標に接する需要者等は、本願商標をその指定商品に使用した場合、「R e e b o k」の文字部分をハウスマークと捉え、「ROYAL FLAG」の文字部分をサブブランドと認識するのが自然であるところ、本願商標の構成文字全体から生じる「リーボックロイヤルフラッグ」との称呼は商標としては冗長なものであるから、本願商標は、「R e e b o k」の文字部分を省略して、「ROYAL FLAG」の文字部分から生じる称呼によって取引に資される場合も少なくないとして、本願商標からは、「ロイヤルフラッグ」の称呼及び「王の旗」の観念が生じ、引用商標と類似する旨主張する。

しかし、本願商標に接する取引者、需要者が、本願商標をその指定商品に使用した場合、「R e e b o k」の文字部分をハウスマークと捉え、「ROYAL FLAG」の文字部分をサブブランドと認識したとしても、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える「R e e b o k」の文字部分との対比においては、「ROYAL FLAG」の文字部分は、取引者、需要者に対し、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるものであるということとはできないことは、前記2(2)のとおりであり、同文字部分がサブブランドと認識され得るとしても、直ちに本願商標の構成のうち「ROYAL FLAG」の文字部分だけを抽出して、引用商標との類否を判断すべきであるということにはならない。

本件においては、前記4(2)のとおり、本願商標の指定商品の分野において、ハウスマークを何ら用いず、サブブランドのみを用いて、一般に商品取引が行われていることを認めるに足りる証拠は存在しない。かえって、原告が製造販売する運動用の被服や履物等の商品には、一般に、原告の展開するブランドの商品であることを示す「R e e b o k」に係る商標が付されているとの事実及びオンラインショップのインターネットページでは、原告の展開する商品シリーズ(サブブランド)に属する個々の商品についても、ほぼ全てについて、「R e e b o k (リーボック)」に係る商標が付されているとの事実が認められることに、前記2(1)認定の「R e e b o k」の文字部分の著名性及び前記2(2)イ認定の本願商標の外観を総合すれば、本願商標は、「R e e b o k」の文字部分を省略して、「ROYAL FLAG」の文字部分から生じる称呼によって取引に資される場合も少なくないなどということとはできない。

さらに、本願商標の構成全体から生じる「リーボックロイヤルフラッグ」と

の称呼は、一連のものとして称呼することに格別の困難はないから、「リーボック」の称呼を省略するのが自然であるなどと、直ちにいうこともできない。

そして、本願商標と引用商標とを対比すれば、両者が類似しないことは、前記4で説示したとおりである。

したがって、被告の上記主張は、採用することができない。

## 6 結論

よって、原告の本訴請求は理由があるから、これを認容することとして、主文のとおり判決する。

### 【論 説】

1. 原告（審判請求人）は英国法人であるところ、わが国特許庁へ2つの異なる構成態様からなる標章について、第25類に属する商品を指定して登録出願したので、①出願商標「REEBOK ROYAL FLAG」（以下、本願商標①という）と②出願商標「Reebok 図形 ROYAL FLAG」（以下、本願商標②という）とに分けて論評することにする。いずれの出願商標①②とも、特許庁では拒絶の審決がなされたのに対し、知財高裁ではいずれも審決取消の判決がなされたのである。

この両判決に対し筆者の最初の思いは、出願商標①は標準文字による一連態様であるから、引用商標「ROYAL FLAG」との類似性は5分5分であり、出願商標②の構成態様はロゴ文字「Reebok」と標準文字「ROYAL FLAG」との間に図形（観念不明）を挟んだ態様の中で引用商標の文字を使用しているから、類似する商標ということになるだろうと思ったのである。

ところが、判決文を何回か読み返すとともに最高裁判例がいう「取引の実情」というものの実体を深く考えると、筆者は最初の読みの浅さに気がつくとともに、出願商標中のロゴ文字の周知著名標章の識別力の強さと引用商標自体の識別力の弱さとに思いが入ったのである。

2. まず本件の引用商標「ROYAL FLAG」という文字標章は、平成24年（2012）5月2日に「第25類 被服等」の商品を指定して出願され、平成24年11月2日に商標登録第5532571号として設定登録されたが、出願人（商標権者）は日本法人のはるやま商事株式会社（岡山市）であった。この商標は登録以来3年経っていたが、指定商品のうちのどれについて使用しているのかは不明であるも、その後出願した本件商標らが指定商品が同一であることから、特許庁は審査でも審判でも引用商標と類似すると判断して拒絶したのである。

そもそも引用商標の「ROYAL FLAG」とはどのような観念を有する英語かといえば、直訳すれば「国王の旗」である。

では同義語の「EMPEROR FLAG」といえば「皇帝の旗」・「天皇の旗」と訳せるから、これを日本国民の1人が商標登録出願をすれば、「国旗」に

準じて商標法4条1項1号又は7号の不登録事由に該当する可能性があることになるのではなかろうか。

しかしながら、原告は引用商標に対する登録無効審判は請求していないようである。

3. ところで、出願商標①の「REEBOK ROYAL FLAG」の中の「REEBOK」は、ここでは標準書体ではあるが、この文字自体は出願人会社の固有名詞であり造語である。これに前記観念を有する標準書体の「ROYAL FLAG」が同じ大きさと並列しているのである。

すると、現実の取引の場にあつては、頭部分の固有名詞が需要者に強烈な印象を与えるから、尾部分の「ROYAL FLAG」の印象は弱い。

したがって、出願商標①は引用商標とは全体として類似する商標とはいえない、と認めることができるのである。

換言すれば、出願商標①は引用商標とは、その指定商品との関係で自他商品の出所を混同することはあり得ないといえるのである。

また、出願商標②における標章の構成態様には「Reebok」のロゴ文字と図形のほかに、最下位に小さい「ROYAL FLAG」の標準文字が表示されているのだから、見方によっては、識者は、商標「Reebok」の使用者はROYAL FLAGの商標権者から使用許諾を得ているのかも知れないと解するかも知れない。

しかしながら、現実にもそのように理解する、特に若年層の需要者は殆どおらず、むしろ著名周知の「Reebok」のロゴ標章を見て商品の出所や品質を知り、安心して商品を購入することになるだろう。ということは、原告側にあつては、需要者は専ら「Reebok」の商標を見て信用し商品を購入するのであり、そこに付記表示されている小さい文字標章「ROYAL FLAG」については無視していると解しているところ、これが取引の実情というものであると思う。そして、「ROYAL FLAG」の表示は、一方的に解釈すれば、英国王室も愛用しているという意味を含めてPR用に表示している程度の思いつきなのではなかろうか。

4. この点についていずれの知財高裁においても判決は、「本願商標については全体として一体的に観察し、又は商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える『Reebok』の文字部分を抽出して、引用商標との類否を判断するのが相当である。」と説示するが、その直前には、「ROYAL FLAGの文字部分だけを抽出して、引用商標と比較して類否を判断することは相当ではない。」と説示しているのである。

したがって、両商標の類否判断をするにおいて、「ROYAL FLAG」部分は「取引者、需要者に商品の出所識別標識としては強く支配的な印象を与えない」から、この文字部分だけを抽出して引用商標と比較して類否判断することは相当ではない、と認定したのである。そして、本願商標については

「R e e b o k」の文字部分が、全体として一体観察すると、商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与えるから、この文字部分を抽出して引用商標との類否を判断するのが相当である、と認定したのである。

いずれの判決にあっても、原告出願の商標の構成態様の中に「R e e b o k」という個性的な造語が一体に存在しかつこれが関係商品には需要者に周知著名性を有していることが、引用商標との非類似性を決定づける要素になったものと思われる。

[牛木 理一]

〔本願商標①目録〕

REEBOK ROYAL FLAG

〔本願商標②目録〕



〔引用商標目録〕

登録番号 登録第5532571号

商標の構成

ROYAL FLAG

指定商品 第25類「被服，ガーター，靴下止め，ズボンつり，バンド，ベルト，履物，仮装用衣服，運動用特殊衣服，運動用特殊靴」

出願日 平成24年5月2日（商願2012-35381）

登録日 平成24年11月2日